

自賠責共済 取扱手順書

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

2018 年 5 月

全労済自治労共済本部

1. 自賠責共済推進の意義

自賠責共済の推進は、じちろうマイカー共済の団体割引の引き上げ、単組事務手数料の確保、自治労共済本部・県支部、および全労済組織の財政に寄与することができます。

自治労共済本部は、より多くの自賠責共済を推進し、単組の財政基盤を確保しながら、じちろうマイカー共済の団体割引拡大など組合員利益につなげていきます。

2. 自治労共済本部の自賠責推進方針

- ① じちろうマイカー共済加入者全員の全労済自賠責共済への加入することをめざします。
- ② 自賠責共済の付加収益によって自治労共済本部の収支改善をめざし、じちろうマイカー共済の団体割引の上限割引率（※）の適用を目標に自賠責共済の推進を強化します。
- ③ （※）2018年2月1日適用 上限割引率17.5%、現在15.0%
- ④ 自賠責共済の契約受付は、「自治労共済本部ルート」、「全労済推進本部ルート」および「指定整備工場ルート」の3ルートがありますが、そのうち「指定整備工場ルート」については、「自治労共済本部ルート」または「全労済推進本部ルート」で発行された自賠責証明書を指定整備工場に持ち込むことで、単組の契約締結費確保と指定整備工場の入庫協力の両方を実現可能となるよう推進します。
- ⑤ 2018年1月末現在、じちろうマイカー共済の保有契約は約33万件ありますが、このうち80%(264,000件)を「全労済推進本部ルート」、20%(66,000件)を「自治労共済本部ルート」を目安にそれぞれ推進していきます。
- ⑥ 自治労共済(県支部含む)の役職員、自治労県本部および自治労本部の役職員、および、「全労済推進本部ルート」での加入が確立していない単組の役職員は「自治労共済本部ルート」を中心に推進します。
- ⑦ じちろうマイカー共済の本部ダイレクト契約については、「自治労共済本部ルート」により、自賠責共済の加入推進を行います。なお、単位退職者会についても一定の条件の下、「自治労共済本部ルート」を利用することができることとします。

3. 自賠責共済推進理由と「自治労共済本部ルート」活用のメリット

(1) 組織利益の確保

① 単組財政への貢献

事務手数料の交付によって、単組財政基盤の拡充に寄与することができます。単組活動の強化は自治労運動そのものの強化にもつながります。

【参考：主な共済種目の単組事務手数料】

共 済 種 目	単組事務手数料
団体生命共済（死亡600万・入院3,000円）	2,018円/件
じちろうマイカー共済（車両補償なし）	1,550円/件
自賠責共済	1,600円/件

② 県支部運営費の確保

自賠責共済の契約により県支部は事業推進費や新契約費を入手できるため、県支部財政に寄与します。

③ 自治労共済本部および全労済組織の利益

自治労共済本部ルートを取り組むことによって、事業推進費や新契約費等の各種手数料を入手できるため、自治労共済本部全体の運営に寄与します。また、全労済においては、損害調査費を確保することで、マイカー共済の安定的な運営を行うことにつながります。

(2) 財政上のメリット

自治労共済本部に配賦される付加掛金は、「全労済推進本部ルート」および「指定整備工場ルート」が 2,532 円（1 件当たり）に対し、「自治労共済本部ルート」は 5,064 円（1 件あたり）と倍額となります。自治労共済本部の付加配賦が大きくなれば、じちろうマイカー共済の団体割引の引き上げに貢献するほか、さらなる推進を展開する機会も生まれていきます。

(3) 継続率が高いこと

全労済推進本部管理の自賠責共済継続率は概ね 50%ですが、自賠責共済センターの継続率は約 70%と高い継続率を維持しています。

4. 各契約ルートの口数・各種手数料・県支部新契約費

各ルートの手数料および県支部新契約費、口数は以下の通りです。

【口数】

取次ルート	県支部	全労済推進本部
自治労共済本部ルート	300口	—
全労済推進本部ルート	—	300口
指定整備工場ルート	—	300口

【標準的モデル契約（2年契約）の共済期間中の各種手数料】

取次ルート	単 組	各種手数料				
		自治労共済本部	全労済本部+推進本部			
自治労共済本部ルート	契約締結費：1,600円	事業推進費	：2,564円	事業推進費等（*）：386円		
		新契約費	：2,500円			
		契約締結費持ち出し	：▲40円			
		合 計	：5,024円		合 計	：386円
全労済推進本部ルート	契約締結費：1,600円	事業推進費	：1,282円	事業推進費等（*）：1,668円		
		新契約費	：1,250円		新契約費	：1,250円
		契約締結費持ち出し	：▲40円		契約締結費持ち出し	：▲40円
		合 計	：2,532円		合 計	：2,878円
指定整備工場ルート	契約締結費：0円	同 上		同 上		

【事業推進費と新契約費】

取次ルート	交付先	手数料の種類	支払額				
			現在	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
自治労共済本部ルート	県支部	事業推進費 (定数運営財源)	300円	変更なし (300円)			
		新契約費	1,200円	1,700円			
全労済推進本部ルート	県支部	事業推進費 (定数運営財源)	300円	変更なし (300円)			
		新契約費	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円
指定整備工場ルート	県支部	事業推進費 (定数運営財源)	300円	変更なし (300円)			
		新契約費	1,200円	1,100円	1,000円	900円	800円

5. 各ルートの事務手続き (概要)

(1) 「自治労共済本部ルート」

- ① 単組は組合員から必要書類を預かり、自賠責共済申込依頼書を作成して「自賠責共済センター」に送付（FAXも可）します。
 - ② 「自賠責共済センター」は自賠責共済申込依頼書を受領し、不備がないか確認したのち、掛金払込票を組合員の指定する送付先（単組経由も可能）へ郵送します。
 - ③ 組合員は受け取った掛金払込票に基づいて、コンビニエンスストアで掛金を支払います。
 - ④ 「自賠責共済センター」は掛金の払込を確認次第、証書を発行し、組合員が指定する送付先へ証書を発送します。
- ※②、④で単組を経由しない場合、単組の作業は①のみで完了します。

(2) 「全労済推進本部ルート」

- ① 単組は組合員から必要書類と掛金を預かり、全労済推進本部に報告します。
- ② 全労済推進本部は単組からの報告に基づいて単組に訪問し、申し込み内容の確認と掛金を受領します。
- ③ 全労済推進本部はその後、自賠責証書を発行し、単組へ持ち込みます。
- ④ 単組は自賠責証書を組合員へ手渡します。

(3) 「指定整備工場ルート」

- ① 組合員は車検の際に修理工場へ全労済の自賠責共済を使用する旨を伝え、その際に自治労組合員であることを申告します。
- ② 指定整備工場は組合員の申し出に基づいて全労済の自賠責共済を使用し、その旨を全労済に報告します。
- ③ 全労済推進本部は、後日、システム登録する際に「J」マークの登録をし、自治労組合員である旨の登録を行います。
- ④ 全労済推進本部は自賠責証書を発行し、指定整備工場に送付します。
- ⑤ 組合員は車検の納車の際に自賠責証書を受領します。

6. 自治労共済県支部の対応

① 県本部共済推進委員会での方針決定

県支部は県本部共済推進委員会での自賠責共済の推進方針を確認し、推進方針を決定します。

② 全労済推進本部との調整

県支部は県本部共済推進委員会で決定した推進方針を基に全労済推進本部と自賠責共済の推進方針について協議・確認を行います。

③ 単組への周知

県支部は県本部推進委員会ならびに全労済推進本部との協議内容を基に単組に自賠責共済の推進方針を周知し、加入促進に向けた取り組みの協力を要請します。

7. 加入推進の取り組み

(1) 単組との打合せ

県支部は単組に自賠責共済を取り扱うことのメリット（3.自賠責共済推進理由と『自治労共済本部ルート』活用のメリット参照）を説明し、自賠責共済を取り組むことの意義や必要性に理解を得ます。

(2) 組合員への周知

自賠責共済の推進に際しては、組合員へ案内チラシなど配布し、組合が自賠責共済の取り扱いをしていることを周知します。

(3) 車検満期リストの活用

自賠責共済推進のタイミングは車検満期時に限られるため、事前に車検満期日を知るとは推進上有効です。そのため、車検満期リストを活用した推進を積極的に行うようにします。

(4) 単組執行部への協力要請

単組の推進においては、組合員の身近な存在である単組執行部あるいは書記からの声掛け活動によって、加入促進が図られることが非常に多くあります。そのため、推進の取り組みにあたっては単組執行部から積極的な協力が得られるよう対応を依頼します。

8. 満期契約への対応

(1) ツール類

自賠責共済の契約満期が近づくと、全労済本部で以下の資料を作成し、取り扱い窓口のある推進本部（自治労共済本部を含む）に送付されます。

- ① 自賠責共済 満期者一覧
- ② 自賠責共済 継続手続きのご案内

【管理団体・推進ルート別のツール類発送先】

管理団体	推進ルート	推進ツールの発送先
自治労共済本部	自治労共済本部ルート	自賠責共済センター (自治労共済本部)
全労済推進本部	全労済推進本部ルート	全労済推進本部
	指定整備工場ルート	全労済推進本部

※ 推進ツールは自賠責満期日の約4か月前に出力し、約3ヶ月前に各管理団体に到着します。

(2) 各管理団体の対応

① 自賠責共済センター

自賠責共済センターは、到着した推進ツールを県支部に送付します。なお、ダイレクト会員の自賠責共済契約は自賠責共済センターが加入者への継続案内を行います。

② 全労済推進本部

全労済推進本部の対応は、各県ごとに異なります。具体的な対応は、以下のケースが挙げられますので、どのような推進方針とするかは各県支部と推進本部で協議のうえ、決定する必要があります。

ア 自治労共済県支部を経由して単組へ推進ツールを発送する

イ 自治労共済県支部を経由せず、全労済推進本部から直接単組へ推進ツールを発送する

ウ 自治労共済県支部・単組を介さず、直接、契約者に推進ツールを発送する

ただし、前述の通り、継続取組みに際しては、単組執行部の協力がある場合とない場合で、推進結果に大きな差が生じます。可能な限り単組を経由し、執行部の協力を得られるような推進方針を立案します。

(3) 県支部の対応

推進ツールが県支部を経由するとした場合、県支部は到着した推進ツールを、当該単組へ発送し、自賠責共済の継続に向けた対応を要請します。

(4) 単組での取り組み

単組では継続案内を持参する、職場を通じた声掛けを行うなどの方法で案内します。

9. 各種手数料の支払いについて

自賠責共済に係る各種手数料は以下の通り支払いを行います。

【手数料の支払】

手数料の種類	支払先	対象期間	支払時期
単組事務手数料	単組	前年度（6月～5月）	10月末頃
事業推進費	県支部	前年度（6月～11月）	6月1日
		前年度（12月～5月）	12月1日
新契約費	県支部	前年度（6月～11月）	2月
		前年度（12月～5月）	8月

10. 新規取組み単組への対応

自賠責共済を新規に取り組む場合、単組へ手数料を支払うため、協定書・覚書を取り交わす必要があります。そのため、募集開始までの間に速やかに協定書・覚書を締結します。

【新規取組みで必要な書面】

- ① 自動車損害賠償責任共済の取組みに関する協定書
- ② 自動車損害賠償責任共済 事務取扱に関する覚書

なお、自治労共済本部ルートであれば、自賠責共済センターと単組、全労済推進本部ルートであれば、全労済推進本部と単組で協定書・覚書を締結します。協定書・覚書の締結後は直ちに自

賠償共済の取り扱いが可能となります。

11. 資料集

① 自賠償共済 組合窓口手続案内チラシ	別紙1
② 自賠償共済 コンビニ払いでカンタン手続き 自賠償センターチラシ	別紙2
③ 自賠償共済 二輪・原付用推進チラシ	別紙3
④ 車検満期のご案内	別紙4
⑤ 自賠償共済 契約満期者一覧	別紙5
⑥ 自賠償共済契約終了のご案内（表）	別紙6
⑦ 自賠償共済契約終了のご案内（裏）	別紙7
⑧ 【自賠償共済センター】自賠償単組事務マニュアル（簡易版）	別紙8
⑨ 【自賠償共済センター】自賠償共済のお申込手続きについて	別紙9
⑩ 【自賠償共済センター】自賠償共済申込依頼書	別紙10
⑪ 【自賠償共済センター】自賠償共済申込依頼書（記入例）	別紙11
⑫ 【自賠償共済センター】お手続きの流れ（車検あり・なし）	別紙12
⑬ 【自賠償共済センター】自賠償共済 申込依頼 FAX送付票	別紙13
⑭ 【自賠償共済センター】県支部 問合せ票	別紙14
⑮ 【自賠償共済センター】自賠償払込票サンプル	別紙15
⑯ 自動車損害賠償責任共済の取り組みに関する協定書	別紙16
⑰ 自動車損害賠償責任共済 事務取扱に関する覚書	別紙17
⑱ 【自賠償共済センター】自賠償共済推進マニュアル（単組事務編）	別冊

以上

